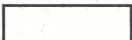




伊方発電所第3号機

第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

記載例

 : 機能要求なし

 : 機能要求あり

 : 機能要求あり (条件付)

なお、上記においても要求除外となる場合がある。詳細は、伊方発電所原子炉施設保安規定を参照。

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																
		<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span>RCS降溫 R/V開放</span> <span>燃料取出 燃料裝荷</span> <span>各種試験</span> <span>並列</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span>1次系弁機器点検</span> <span>R/V覆旧</span> <span>起動試験</span> <span>出力上昇試験</span> </div>																
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-2	6-2	5-1	4	5-1	4	3		
未臨界維持機能	第19条 停止余裕	モード3, 4	キャビティ満水 RCS満水 ミッドグループ RCS全プロロー	—	X	X						X	X	X	X	X		
		モード5	・停止余裕が1.0%Δk/k以上であること ・停止余裕が1.0%Δk/k以上であること	—			X				X	X						
		モード3	・満温材温度係数が $78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	—	X													X
	第33条 燃料および制御 設備(原子炉保護系 計装)	モード3, 4, 5 (原子炉トリップや断器 が閉じ、制御棒の引抜き が行える場合)	・原子炉保護系検理回路が4系動作可能であること ・手動原子炉トリップが2チャンネル動作可能であること ・線源領域中性子東高が2チャンネル動作可能であること	・原子炉保護系検理回路 ・手動原子炉トリップ信号検出、伝送ライン ・線源領域中性子東高信号検出、伝送ライン	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
		モード3, 4, 5 (原子炉トリップや断器 が開放されている場合)	・線源領域中性子東高が1チャンネル(監視機能のみ)動作可能であること	・線源領域中性子東高信号検出、伝送ライン	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
		モード6 (原子炉格納容器内での 燃料移動中ではない場合)	・線源領域中性子東高が1チャンネル(監視機能のみ)動作可能であること	・線源領域中性子東高信号検出、伝送ライン		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
放射性物質格納 機能	第30条 1次冷却材中の ほう素濃度	モード6	・1次冷却材中のほう素濃度が4,400ppm以上であること	—					X	X	X							
		モード3, 4	・蒸気発生器細管に漏えいがないこと ・蒸気発生器細管圧力が0.0098MPa(gage)以下であること ・エアロックが動作可能であること(動作可能であることは、エアロックのイン ターロック機構が健全であること、およびエアロックが閉止可能(閉止状態であ ることを含む)であることをいう。)(モード4の原子炉格納容器バーン後、直ちに 閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限 を適用しないこと) ・格納容器隔離弁が動作可能であること(動作可能であることは、閉止可能 (閉止状態であることを含む)であることをいう。)	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器細管 ・エアロック ・格納容器隔離弁	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
	第48条 余熱除去系への 漏えい監視	モード3, 4 (余熱除去系隔離弁が閉 止している場合)	・1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと(漏えいがないことは、余 熱除去系の過かし弁が作動していないことをいう。)	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系過かし弁	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
		モード3 (1次冷却材中の ほう素濃度が200°C 以上の場合)	・1次冷却材中のほう素濃度が $3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	—	Δ													Δ
	第55条 原子炉格納容器	モード3, 4	・原子炉格納容器の機能が健全であること ・エアロックが動作可能であること(動作可能であることは、エアロックのイン ターロック機構が健全であること、およびエアロックが閉止可能(閉止状態であ ることを含む)であることをいう。)(モード4の原子炉格納容器バーン後、直ちに 閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限 を適用しないこと) ・格納容器隔離弁が動作可能であること(動作可能であることは、閉止可能 (閉止状態であることを含む)であることをいう。)	・原子炉格納容器 ・エアロック ・格納容器隔離弁	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
		モード3, 4	・原子炉格納容器スレイ系2系が動作可能であること ・よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度が35wt%以上であること ・よう素除去薬品タンクのヒドランジ溶液量(淨効水量)が1.0m <sup>3</sup> 以上であること	・格納容器スレイ系 ・格納容器スレイポンプ ・よう素除去薬品タンク	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																
		解列 V RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料集荷 各種試験 並列 V 出方上昇試験 1次系弁機器点検 R/V復旧 起動試験																
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モド外	6-2	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
放射線物質格納機能	第58条 アニュラス空気浄化系	モード3, 4	キャビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全プロロー	・アニュラス空気浄化系2系統が動作可能であること ・アニュラスの機能が健全であること(アニュラス内点検, エアロクック点検を行う場合、運転上の制限を適用しない。)	X									X	X	X	X	
		モード3, 4		・アニュラスの機能が健全であること(閉止状態にある主蒸気隔離弁について、主蒸気隔離弁が閉止可能であること(運転上の制限を適用しない。))	X									X	X	X	X	X
		モード3		・主蒸気隔離弁が閉止可能であること(閉止状態にある主蒸気隔離弁について、運転上の制限を適用しない。)	X													X
		モード3		・主給水隔離弁、主給水隔離弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であること(閉止状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。)	X													X
		モード3		・原子炉キャビティ水位がEL.317m以上であること(計画的な原子炉キャビティ水位によりモード6(キャビティ低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない。)							△							
		モード5, 6		・機器ハッチが全ポートで閉じられていること(原子炉格納容器内で燃料移動を行っている場合は、速やかに閉止することを含む。) ・エアロクック ・格納容器隔離弁 ・格納容器バウナダリ機器														
蒸気発生機	第82条 原子炉格納容器貫通部	全モード	・使用済燃料ピット水位がEL.317m以上であることを(照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。) ・使用済燃料ピット水温が65℃以下であることを(照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
		モード3	・制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生機による熱除去系2系統以上が運転中であることを(制御棒引抜装置が行える状態とは、原子炉トリップし、制御棒が投入され、制御棒クランプ駆動装置(MGセット)による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう。) ・制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生機による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	X														
蒸気発生機	第87条 1次冷却系	モード4	・余熱除去系または蒸気発生機による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	X													X	
		モード4		・蒸気発生機 ・1次冷却系 ・1次冷却ポンプ ・余熱除去系 ・余熱除去ポンプ		X												X

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		機列 V RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料装荷 各種試験 出力上昇試験 並列 V 起動試験 R/V閉鎖 1次系弁機器点検 R/V復旧															
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	6-1	6-2	6-2	6-2	5-1	5-1	4	5-1	4	3	
RCS水位																	
キャビティ満水 RCS満水 ミッドグループ RCS全プロロー																	
前導機除去機能	第38条 1次冷却系	モード5-1 (1次冷却系満水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気発生器1系統が運転中であること(計画的にモード4に加熱すること条件は、蒸気発生器1系統以上の水位(液相)が計器スパンの5%以上であることを条件に、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)(計画的にモード4に加熱するために1次冷却ポンプを起動する場合は、他の余熱除去ポンプが動作可能であることを条件に、1次冷却ポンプの起動後までの1時間以内に、当該余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)</li> <li>・他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(液相)が計器スパンの5%以上であること(計画的にモード4に加熱することを条件に、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)</li> </ul>														
第39条 1次冷却系	モード5-2 (1次冷却系非満水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること(1次冷却ポンプによる1次冷却系稼働を行う場合は、2時間以内にすべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)(ポンプの切替を行う場合は、条件(炉内出口温度が飽和温度より9.6℃以上下回るように維持されていること、1次冷却ポンプのほう素温度が低下する操作が行われていないこと)のすべてを満足させることにより、15分以内に、すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)(余熱除去系への切替操作が可能であることとおよび他の1系統が運転中であることとを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)(1次冷却ポンプのターニングバルクの計測を行う場合は、2時間以内に、すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)</li> </ul>															
第40条 1次冷却系	モード6-2 (キャビティ高水位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去系1系統以上が運転中であること(1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間以内に、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)</li> <li>・1次冷却材温度が65℃以下であること</li> </ul>															
第41条 1次冷却系	モード6-1 (キャビティ低水位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること(キャビティ液面および水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。)</li> <li>・1次冷却材温度が65℃以下であること</li> <li>・主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に以下の回数以上が動作可能であること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉熱出力が80%超、かつ5回</li> <li>原子炉熱出力が60%超、かつ80%以下、4回</li> <li>原子炉熱出力が40%超、かつ60%以下、3回</li> <li>原子炉熱出力が40%以下、2回</li> </ul> </li> <li>・主蒸気還かし弁が手動での開弁ができること</li> </ul>															
第60条 主蒸気安全弁	モード3 (原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に以下の回数以上が動作可能であること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉熱出力が80%超、かつ5回</li> <li>原子炉熱出力が60%超、かつ80%以下、4回</li> <li>原子炉熱出力が40%超、かつ60%以下、3回</li> <li>原子炉熱出力が40%以下、2回</li> </ul> </li> <li>・主蒸気還かし弁が手動での開弁ができること</li> </ul>															
第63条 主蒸気還かし弁	モード3、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気還かし弁が手動での開弁ができること</li> </ul>															
第64条 補助給水系	モード3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること(タービン補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において該運転に係る調査を行っている場合、運転上の制限は適用しない。)</li> </ul>															

# 伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		RCS水位		RCS水位			RCS水位			RCS水位			RCS水位			RCS水位			RCS水位								
		項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド4	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	
炉心冷却機能	第39条 設備および制御 装置の安全施設 等作動計装	モード3、4 (蒸気発生器が燃除去の ために使用されている場 合) モード3、4 (蒸気発生器が燃除去の ために使用されている場 合)	要求内容 ・電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること ・補助給水タンク水量(積水重量)が610m <sup>3</sup> 以上であること	△	△																						
前滅熱除去機能	第64条 補助給水系	モード4 (蒸気発生器が燃除去の ために使用されている場 合)	要求内容 ・非常用炉心冷却系作動 ・非常用炉心冷却系作動論理回路が2系統動作可能であること ・原子炉格納容器スプレイレイ系作動論理回路が2系統動作可能であること(原子炉降圧系論 理回路の機能喪失時においては、残りの系統が動作可能であることを条件に2 時間以内に2時間以内に限り1系統をバイパスすることができ、この場合、バイパスした系統を スビシ系統を動作不能とはみまさない) ・非常用炉心冷却系作動が2チャンネル動作可能であること ・原子炉格納容器スプレイレイ系作動が4チャンネル動作可能であること (2) 原子炉格納容器スプレイレイ系作動 ・原子炉格納容器スプレイレイ系作動論理回路が2系統動作可能であること(原子炉降圧系論 理回路の機能喪失時においては、残りの系統が動作可能であることを条件に2 時間以内に2時間以内に限り1系統をバイパスすることができ、この場合、バイパスした系統を 動作不能とはみまさない) ・非常用炉心冷却系作動による格納容器隔離A作動、(1)非常用炉心冷却系作 動に同じ																								

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位														
炉心冷却機能		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>解列 ▽ RCS降溫</p> <p>R/V開放</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>燃料取出</p> <p>1次系弁機器点検</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>燃料挿荷</p> <p>R/V復旧</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>各種試験</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>並列 ▽ 出力上昇試験</p> </div> </div>														
項目	保安規定条文	要求モード	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	4	5-1	4	3
	第33条 計画および制御 設備 (工学的安全施設等 作動計画)	モード3, 4	<p>要求内容</p> <p>(6) 格納容器換気系系隔離 ・格納容器換気系系隔離作動論理回路が2系統動作可能であること ・原子炉格納容器スプレイス作動(手動起動)による格納容器換気系系隔離作動 (2) 原子炉格納容器スプレイス作動(手動起動)に同じ ・格納容器隔離A作動論理回路 ・格納容器隔離A手動起動による格納容器換気系系隔離作動 (3) 格納容器隔離A作動(手動起動)に同じ ・非常用炉心冷却系作動 ・非常用炉心冷却系作動による格納容器換気系系隔離作動 (1) 非常用炉心冷却系作動に同じ</p>	X	X								X			
		モード3	<p>(1) 非常用炉心冷却系作動 ・格納容器圧力高(高1)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p> <p>(2) 原子炉格納容器スプレイス作動 ・格納容器圧力異常高(高3)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p> <p>(3) 格納容器隔離B ・格納容器圧力異常高(高3)による格納容器隔離B作動 (2) 原子炉格納容器スプレイス作動に同じ</p>	X	X								X			
		モード3(P-11以上)	<p>非常用炉心冷却系作動 ・原子炉圧力低および加圧器水位低が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p> <p>・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p>	△												△
		モード3 (全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く)	<p>主蒸気ライン隔離 ・主蒸気ライン隔離作動論理回路が2系統動作可能であること(原子炉格納容器換気系系隔離作動論理回路の機能検査時においては、残りの系統が動作可能であることを条件に、2系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。)</p> <p>・主蒸気ライン隔離手動起動が2チャンネル動作可能であること ・格納容器圧力異常高(高2)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p>	△												△
		モード3(P-11以上) (全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く)	<p>主蒸気ライン隔離 ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p>	△												△
		モード2(P-11未満) (全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く)	<p>主蒸気ライン隔離 ・主蒸気ライン圧力減少率高が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p>	△												△



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位															
		<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span>解列 ▽ RCS降溫 R/V開放</span> <span>燃料取出 R/V開放</span> <span>燃料挿荷 R/V復旧</span> <span>各種試験</span> <span>並列 ▽ 出力上昇試験</span> </div>															
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-2	6-2	5-1	4	5-1	4	3	
炉心冷却機能	第50条 蓄圧タンク	モード3 (1次冷却系圧力が6.89MPa(Lense)を起る場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄圧タンクのほろ素濃度が4,400ppm以上であること</li> <li>蓄圧タンクのほろ水量(有効水量)が99.0m<sup>3</sup>以上であること</li> <li>蓄圧タンクの圧力が4.04MPa(Lense)以上であること</li> <li>蓄圧タンクの出口隔離弁が全開であること</li> </ul>	△													
		モード3	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄圧注入系の2系統が動作可能であること(蓄圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水導りを行う場合は、蓄圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。)</li> <li>蓄圧注入系の2系統が動作可能であること</li> </ul>	x													x
		モード4	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄圧注入系または蓄圧系1系統以上が動作可能であること</li> <li>蓄圧注入系1系統以上が動作可能であること(余裕除去ポンプを用いて余裕除去運転を行っている場合は、蓄圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。)</li> </ul>		x								x				
		モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水タンクのほろ素濃度が4,400ppm以上であること</li> <li>燃料取替用水タンクのほろ水量(有効水量)が1,700m<sup>3</sup>以上であること</li> </ul>	x										x			
電源供給	第33条 計測および制御設備(非常用ディーゼル発電機起動計装)	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること</li> <li>非常用炉心冷却系作動論理回路が2系統動作可能であること</li> <li>(原子炉保護系論理回路においては、原子炉保護系が動作可能であることを条件に、1系統をバイパスすることができ、この場合、バイパスした系統は動作不能とはみなさない。)</li> <li>非常用炉心冷却系作動手動起動が2チャンネル動作可能であること</li> </ul>	x													x
		モード3	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること</li> <li>格納容器圧力高(高1)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</li> </ul>	x													
外部電源	第72条	モード3(P-11以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること</li> <li>原子炉圧力低および加圧器水位低が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</li> <li>主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残りの6チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</li> </ul>	△													△
		モード5, 6, 照射済燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機起動論理回路が1系統動作可能であること</li> </ul>														
燃料取替用水タンク	第70条 ディーゼル発電機	モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.8kV非常用母線電圧低後出が所要の1母線あたり3チャンネル動作可能であること</li> <li>外部電源3回線以上が動作可能であること(外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる範囲を適用しない。)</li> <li>外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみ」に受電している場合であっても、設備構成として、別ルートでの運送が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。)</li> </ul>														
		モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること(予備潤滑運転(ターニング)がエアーラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。)</li> <li>燃料油サージスタンの貯油量(保油量)が13.75t以上であること(非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間間は、運転上の制限を適用しない。)</li> </ul>	x													x



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

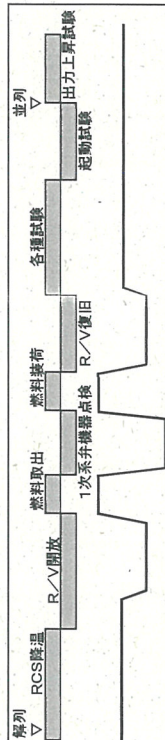
主要工程		RCS降溫												燃料取出			燃料裝荷			各種試験			並列				
		R/V開放												1次系弁機器点検			R/V復旧			起動試験			出力上昇試験				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	3						
電源供給	第74条 ディーゼル発電機	モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	キャビティ漏水	・非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること(非常用ディーゼル発電機の予備潤滑油タンク(エアタンク)を行う場合、運転上の制限を適用しない。)(非常用ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。)																							
			RCS満水	・非常用ディーゼル発電機は、所定の電力供給が可能であること。なお、非常用発電機は複数の身戸で共用できる。																							
			ミッドグループ	・非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタングの貯油量(保油量)が1,375L以上であること(非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間)、運転上の制限を適用しない。																							
			RCS全プロロー	・所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽および重油タンクの油量(保油量)が258kL以上であること(燃料油貯油槽29kL以上および重油タンク129kL以上をいう。)																							
海水系統地	第75条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および起動用空気	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	関連設備	・非常用ディーゼル発電機 ・非常用ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・非常用ディーゼル発電機潤滑油タンク ・非常用ディーゼル発電機起動用空気貯槽 ・重油タンク																							
			ディーゼル発電機	・非常用ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・非常用ディーゼル発電機潤滑油タンク ・非常用ディーゼル発電機起動用空気貯槽																							
			燃料油貯油槽	・非常用ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・非常用ディーゼル発電機潤滑油タンク ・非常用ディーゼル発電機起動用空気貯槽																							
			潤滑油貯油槽	・非常用ディーゼル発電機潤滑油タンク ・非常用ディーゼル発電機起動用空気貯槽																							
制御用空気系	第76条 非常用直流電源	モード3, 4	蓄電池(非常用)	・蓄電池(非常用) ・非常用直流電源充電器 ・非常用直流電源後備充電器																							
			非常用直流電源	・蓄電池(非常用) ・非常用直流電源充電器 ・非常用直流電源後備充電器																							
			非常用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計装用母線																							
			非常用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計装用母線																							
自主保安	第77条 非常用直流電源	モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
自主保安	第78条 所内非常用母線	モード3, 4	原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
自主保安	第79条 所内非常用母線	モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
自主保安	第80条 原子炉補機冷却水	モード3, 4	原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
自主保安	第81条 原子炉補機冷却水	モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
			原子炉補機冷却水	・原子炉補機冷却水系統が動作可能であること																							
自主保安	第82条 制御用空気系	モード3, 4	制御用空気系	・制御用空気系2系統の圧力が0.60MPa[gage]以上であること																							
			制御用空気系	・制御用空気系2系統の圧力が0.60MPa[gage]以上であること																							
			制御用空気系	・制御用空気系2系統の圧力が0.60MPa[gage]以上であること																							
			制御用空気系	・制御用空気系2系統の圧力が0.60MPa[gage]以上であること																							

# 伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位														
RCS水位		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>機列 ▽ RCS降溫</p> <p>燃料取出 R/V開放</p> <p>燃料取出 1次系弁機器点検</p> <p>燃料取出 R/V復旧</p> <p>各種試験</p> <p>並列 ▽ 出力上昇試験</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p>各種試験</p> <p>起動試験</p> </div> </div>														
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-2	6-2	5-1	4	5-1	4	3
その他	第33条 計測および制御 設備 (中央制御室換 気系隔離計装)	モード3、4および使用済 燃料ピットでの照射済燃 料移動中	要求内容 ・中央制御室換気系隔離作動論理回路が2系統動作可能であること ・中央制御室換気系隔離作動論理回路が2チャンネル動作可能であること ・非常用炉心冷却系作動論理回路が2系統動作可能であること (原子炉停炉後検査時においては、残りの3系統が動作可能である ことを条件に、2時間以内に、1系統をバイパスすることができ、この場合、 バイパスした系統が動作不能とはみなさない。) ・非常用炉心冷却系作動論理回路が2チャンネル動作可能であること	X		△	△	△	△	△	△	△	X	△	X	X
	第33条 計測および制御 設備 (中央制御室外 原子炉停止装 置)	モード3  モード3(P-11以上)	・格納容器圧力高(高1)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネル が動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この 場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) ・原子炉圧力低および加圧器水位低が4チャンネル動作可能であること(残りの 3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることが できる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残り の3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすること ができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)	X												X
	第33条 計測および制御 設備 (燃料取出および 燃料取出設備 空気浄化系計 装)	モード3、4 モード4	以下の設備が動作可能であること ・充てんポンプ ・加圧器後備ヒータ ・抽出オリフィス隔離弁 ・原子炉精製冷却水ポンプ ・海水ポンプ ・電動補助給水ポンプ ・蒸気発生器(広域)水位計 ・主蒸気圧力計 ・加圧器水位計 ・線源領域中性子草計 ・1次冷却材圧力計(広域) ・1次冷却材温度計(広域)(低温側) ・余熱除去ポンプ ・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力計			X										X
	第33条 計測および制御 設備 (燃料取出および 燃料取出設備 空気浄化系計 装)	モード3 モード4	・燃料取扱装置空気浄化系作動論理回路が2系統動作可能であること ・燃料落下検知が2チャンネル動作可能であること	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第35条 1次冷却材の温 度・圧力および1 次冷却材温度変 化率	通常の1次冷却材の加 熱・冷却時 (原子炉起動・原子炉停 止(異常時を除く。))	(1) 1次冷却材温度・圧力が原子炉容器の非圧力破壊防止のための1次冷却 材温度・圧力の制限範囲内であること (2) 1次冷却材温度変化率が以下の制限値内であること 原子炉容器：55°C/h以下 加圧器加熱率：55°C/h以下 加圧器冷却率：110°C/h以下	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位														
RCS水位		要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-2	6-2	5-1	4	5-1	4	3
その他	保安規定条文 第42条 加圧器	モード3	要求内容 ・加圧器の水位が計器スパンの94%以下であること ・所内非常用母線から受電している加圧器モータ2系統が動作可能であること	×												
	第43条 加圧器安全弁	モード3, 4 (1次冷却材温度が130°Cを超える)	・加圧器安全弁すべてが動作可能であること	×	△								△			×
	第44条 加圧器透かし弁	モード3	・加圧器透かし弁すべてが動作可能であること ・加圧器透かし弁	×												×
	第45条 低圧過加圧防護	モード4 (1次冷却材温度が130°C以下の場合、ただし加圧器透かし弁が低圧設定になるまでの間を除く) モード5, 6 (原子炉容器のふたが閉められている場合)	・2台の加圧器透かし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器透かし弁が閉状態であること、または1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること ・動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること ・蓄圧タンク安全が隔離されていること(1次冷却器の水取りを行う場合、1基毎に隔離を解除することが許容される。また、蓄圧タンク出口弁の開閉操作を行う場合は、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。)		△	×		△	△	△	△	×	△	×		
第46条 1次冷却材漏えい警報	モード3, 4	・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力カバウンダリからの漏えいでないことが確認されていること ・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力カバウンダリからの漏えいでないことが確認されていること ・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。														
第47条 原子炉格納容器真空空透かし系	モード3, 4	・原子炉格納容器真空空透かし系2系統が動作可能であること(動作可能であることは、真空透かし機能は確保されていることという。)														
第48条 中央制御室非常用循環系	モード3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系2系統が動作可能であること														
第49条 安全構機空気浄化系	モード3, 4	・安全構機空気浄化系2系統が動作可能であること														
第50条 燃料取扱建屋空気浄化系	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・燃料取扱建屋空気浄化系2系統が動作可能であること(照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料取扱場所の場合、運転上の制限を適用しない。なお、所定期間については、原子燃料部長があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。)														
重大事故等対応設備	第84条 (第84-3-1) 1次冷却系統のフーワードポンプ	モード3および4(蒸気発生器が試験のために使用されている場合)	・高圧注入系の2系統が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることという。) ・加圧器透かし弁1台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	×	△								△			×



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		検査項目											
				RCS降溫		R/V開放		燃料取出		燃料束荷		各種試験		並列	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	RCS降溫		R/V開放		燃料取出		燃料束荷		各種試験		並列	
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	6-2	5-1	5-2	4
重大事故等対応設備	第84条 (第84-4-1) 炉心注水および再循環運転	モード3, 4, 5および06	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できると、または運転中であることという。)</li> <li>低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できると、または運転中であることという。)</li> </ul>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-4-2) 代替炉心注水 - 元てんポンプ (B, 自己冷却式)による代替炉心注水-	モード3, 4, 5および06	<ul style="list-style-type: none"> <li>元てんポンプ(B, 自己冷却式)による代替炉心注水系が動作可能であること (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できると、または運転中であることをいう。)</li> </ul>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-4-3) 代替炉心注水系 - 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水-	モード3, 4, 5および06	<ul style="list-style-type: none"> <li>中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系が動作可能であること (1系統とは、中型ポンプ車1台および加圧ポンプ車1台をいう。)</li> </ul>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-4-4) 代替再循環運転 - 格納容器スプレイポンプ(B, 代替再循環管使用)による代替再循環運転-	モード3, 4, 5および06	<ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器スプレイポンプ(B, 代替再循環管使用)による代替再循環系が動作可能であること (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できると、または運転中であることをいう。)</li> </ul>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-4-5) 代替再循環運転 - 格納容器再循環ポンプB隔離弁/バイパスによる代替再循環-	モード3, 4, 5および06	<ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器再循環ポンプB隔離弁/バイパスが閉弁できると</li> </ul>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-4-6) 代替再循環運転 - 格納容器再循環ポンプ(B, 海水冷却)による高圧再循環管および格納容器再循環ユニットによる格納容器内冷却-	モード3, 4, 5および06	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧注入ポンプ(B, 海水冷却)による高圧再循環系が動作可能であること (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できると、または運転中であることをいう。)</li> </ul>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-5-1) 加圧器送がいし弁による減圧	モード3	<ul style="list-style-type: none"> <li>減圧ポンプ(加圧器送がいし弁)を用いた加圧器送がいし弁使用した加圧器送がいし弁による減圧</li> </ul>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-6-1) 原子炉格納容器スプレイおよび再循環	モード3, 4, 5および06	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系(よう蓄除き装置タンクを除く)およびスプレイ再循環系の1系統以上が動作可能であること (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できるとをいう。)</li> </ul>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程										並列						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1外	6-2	5-1	5-2	4	5-1	4	3	
重大事故等対応設備	第84条 (第84-6-2) 代替原子炉格納容器スプレイ	モード3, 4, 5および6	・代替格納容器スプレイポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	関連設備 ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水タンク ・補助給水タンク	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
		モード3, 4, 5および6	・原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることという。)	・格納容器再循環ユニット(AおよびB)(ダクト開放機構を含む) ・原子炉補機冷却水ポンプ ・原子炉補機冷却水ポンジタンク ・窒素ポンプ(原子炉補機冷却水サージータンク用) ・海水ポンプ ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口/出口用)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第84条 (第84-7-1) 原子炉格納容器内自然対流冷却補機冷却	第84条 (第84-7-2) 中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却補機冷却	モード3, 4, 5および6	・中型ポンプ車による海水供給系2系統が動作可能であること	・中型ポンプ車 ・格納容器再循環ユニット(AおよびB) ・軽油タンク ・ミニローリー ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口/出口用)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
		モード3, 4および5(1次冷却系満水)	・補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統(本表に限り電動補助給水ポンプ2台で1系統とする)が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることという。)	・電動補助給水ポンプ ・補助給水タンク ・非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電機	X	X	△					△						
第84条 (第84-9-1) 2次冷却系からの除熱(蒸気放出)	第84条 (第84-10-1) 水素濃度低減	モード3および4(蒸気発生器が燃焼済のために使用されている場合)	・主蒸気遠がし弁が手動での開弁ができること(現場手動含む)	・タービン動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁 ・主蒸気遠がし弁	X	△												
		モード3, 4, 5および6	・静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること ・イクナイタの所要数が動作可能であること	・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置 ・イクナイタ ・イクナイタ作動温度計測装置 ・非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電機	X	△												

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		燃料取出 燃料搬荷 各種試験 出力上昇試験 R/V開放 R/V復旧 1次系弁機器点検 R/V復旧 RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料搬荷 各種試験 出力上昇試験 並列 V 燃料搬出 燃料搬荷 各種試験 出力上昇試験 並列 V																		
RCS水位		3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3 3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
重大事故等対応設備	第84条 (第84-11-2)  waters temperature monitoring	モード3, 4, 5および6	格納容器 waters temperature monitoring等による waters temperature monitoring系が動作可能であること	格納容器 waters temperature monitoring装置 可換型代用冷却水ポンプ 代替格納容器緊急閉鎖ガスサンプリング圧縮装置 格納容器緊急閉鎖ガスサンプリング圧縮装置 緊急ポンプ(格納容器ガスサンプリングライン空気を動作併用) 中型ポンプ車 非常用ガスタワービン発電機または空冷式非常用発電装置 軽油タンク ミニローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第84条 (第84-11-1)  waters discharge	モード3, 4, 5および6	モード3, 4, 5および6	アニュラス空気浄化系1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)でできること。または運転中であること(いう。)) 代替空気(蒸発)系統が動作可能であること(蒸発ポンプを指す)	アニュラス排気ファン アニュラス排気フィルタユニット 蒸発ポンプ(アニュラス排気系空気を動作併用) 非常用ガスタワービン発電機または空冷式非常用発電装置	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第84条 (第84-11-2)  waters temperature monitoring	モード3, 4, 5および6	モード3, 4, 5および6	アニュラス waters temperature monitoring(AM)計測装置の所要数が動作可能であること	アニュラス waters temperature monitoring(AM)計測装置 非常用ガスタワービン発電機または空冷式非常用発電装置	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第84条 (第84-12-1)  waters injection	使用中燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用中燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中型ポンプ車による使用中燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	中型ポンプ車 軽油タンク ミニローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第84条 (第84-12-2)  waters injection	使用中燃料ピットへの注水	使用中燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中型ポンプ車および加圧ポンプ車による使用中燃料ピットへの注水系1系統が動作可能であること(1系統とは、中型ポンプ車1台および小型放水機2台をいう。)	中型ポンプ車 加圧ポンプ車 小型放水機 軽油タンク ミニローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第84条 (第84-12-3)  waters injection	使用中燃料ピットの監視	使用中燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用中燃料ピット水位(AM)が2個動作可能であること(使用中燃料ピット水位(AM)が動作可能であれば動作不能とはみなさない) 使用中燃料ピット温度(AM)が2個動作可能であること 使用中燃料ピット監視カメラ(使用中燃料ピット監視カメラ冷却設備含む)が1個動作可能であること 使用中燃料ピット広域水位(AM)が2個動作可能であること 可換型使用中燃料ピットエリアモニタが2個動作可能であること 非常用ガスタワービン発電機または空冷式非常用発電装置による電源系が動作可能であること	使用中燃料ピット水位(AM)検出、伝送ライン 使用中燃料ピット温度(AM)検出、伝送ライン 使用中燃料ピット監視カメラ(使用中燃料ピット監視カメラ冷却設備含む) 使用中燃料ピット広域水位(AM)検出、伝送ライン 可換型使用中燃料ピットエリアモニタ 非常用ガスタワービン発電機 空冷式非常用発電装置 軽油タンク ミニローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第84条 (第84-13-1)  waters injection	使用中燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6および使用中燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大型ポンプ車(泡混合機能付)、または大型ポンプ車および泡混合器ならびに大型放水機による放水系1系統が動作可能であること(1系統とは、大型ポンプ車(泡混合機能付)1台、または大型ポンプ車1台および泡混合器1台ならびに大型放水機1台をいう。)	大型ポンプ車(泡混合機能付) 大型ポンプ車 泡混合器 大型放水機 軽油タンク ミニローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		並列 V RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料減荷 各種試験 並列 V 出力上昇試験 起動試験													
RCS水位		3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3													
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備											
重大事故等対応設備	第84条 (第84-15-5) 代蓄所内電気設備 (代蓄電気設備受電装置、非常用ガスタービン発電機、非常用発電機、非常用発電機、非常用発電機、非常用発電機、非常用発電機)	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃焼体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>代蓄所内電気設備からの給電系が使用可能であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代蓄電気設備受電装置</li> <li>代蓄動力変圧器</li> <li>非常用ガスタービン発電機</li> <li>非常用発電機</li> <li>非常用発電機</li> <li>非常用発電機</li> <li>非常用発電機</li> <li>非常用発電機</li> <li>非常用発電機</li> <li>非常用発電機</li> <li>非常用発電機</li> <li>非常用発電機</li> </ul>											
	第84条 (第84-15-6) 重油タンク、軽油タンク、ミニローリーによる燃料補給設備	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃焼体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>重油タンク、軽油タンクおよびミニローリーによる燃料補給系が使用可能であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重油タンク</li> <li>軽油タンク</li> <li>ミニローリー</li> </ul>											
	第84条 (第84-16-1) 計装設備	モード3, 4, 5および6	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉容器内の温度 (プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満たし後直前に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみみなさない。)</li> <li>1次冷却材高温側温度 (広域) が1チャンネル動作可能であること</li> <li>1次冷却材低温側温度 (広域) が1チャンネル動作可能であること</li> <li>炉心出口温度が1チャンネル動作可能であること (多様性確保設備であり、運転上の制限は適用しない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材高温側温度 (広域) 検出、伝送ライン</li> <li>1次冷却材低温側温度 (広域) 検出、伝送ライン</li> <li>炉心出口温度検出、伝送ライン</li> </ul>											
			<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 原子炉容器内の圧力 (プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満たし後直前に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみみなさない。)</li> <li>1次冷却材圧力が1チャンネル動作可能であること</li> <li>加圧器圧力が1チャンネル動作可能であること (多様性確保設備であり、運転上の制限は適用しない。)</li> <li>1次冷却材低温側温度 (広域) が1チャンネル動作可能であること (代替パラメータ)</li> <li>1次冷却材高温側温度 (広域) が1チャンネル動作可能であること (代替パラメータ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力検出、伝送ライン</li> <li>加圧器圧力検出、伝送ライン</li> <li>1次冷却材高温側温度 (広域) 検出、伝送ライン</li> <li>1次冷却材低温側温度 (広域) 検出、伝送ライン</li> </ul>											
	第84条 (第84-16-1) 計装設備	モード3, 4, 5および6	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 原子炉容器内の水位 (プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満たし後直前に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみみなさない。)</li> <li>加圧器水位が1チャンネル動作可能であること</li> <li>原子炉容器水位が1チャンネル動作可能であること (代替パラメータ)</li> <li>1次冷却材圧力がおよび1次冷却材高温側温度 (広域) が1チャンネル動作可能であること (代替パラメータ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位検出、伝送ライン</li> <li>原子炉容器水位検出、伝送ライン</li> <li>1次冷却材圧力検出、伝送ライン</li> <li>1次冷却材高温側温度 (広域) 検出、伝送ライン</li> </ul>											



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文 (第84条 (第84-16-1) 計装設備)	要求モード モード3, 4, 5および6	RCS水位	主要工程															
				要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-2'外	5-1	4	5-1	4	3			
RCS水位				<p>キャビティ排水</p> <p>RCS満水</p> <p>ミッドループ</p> <p>RCS全プロ</p>	<p>並列</p> <p>燃料取出</p> <p>R/V開放</p> <p>RCS降溫</p> <p>燃料供給</p> <p>各種試験</p> <p>出力上昇試験</p> <p>起動試験</p> <p>R/V復旧</p> <p>1次系弁機器点検</p>														
重大事故等対応設備	第84条(第84-16-1)計装設備	モード3, 4, 5および6	RCS水位	<p>要求内容</p> <p>(4) 原子炉格納容器への注水量(プラント起動時に伴う昇温校正および原子炉格納容器内い車検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧注入ライン流量が1チャンネル動作可能であること</li> <li>余熱除去ループ流量が1チャンネル動作可能であること</li> <li>格納容器スプレイレイン流量が1チャンネル動作可能であること</li> <li>代替格納容器スプレイレイン積算流量(AM)が1チャンネル動作可能であること</li> </ul> <p>と、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧注入ライン流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない。)</li> <li>燃料取替用水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない。)</li> <li>格納容器再循環ポンプ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> <li>余熱除去ループ流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> <li>補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> <li>1次冷却材圧力が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> <li>1次冷却材低溫側(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧注入ライン流量後出, 伝送ライン</li> <li>余熱除去ループ流量後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器スプレイレインB積算流量後出, 伝送ライン</li> <li>代替格納容器スプレイレイン積算流量(AM)後出, 伝送ライン</li> <li>高圧注入ライン流量後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器再循環ポンプ水位(広域)後出, 伝送ライン</li> <li>燃料取替用水タンク水位後出, 伝送ライン</li> <li>加圧器水位後出, 伝送ライン</li> <li>原子炉格納容器再循環ポンプ水位(広域)後出, 伝送ライン</li> <li>余熱除去ループB流量後出, 伝送ライン</li> <li>補助給水タンク水位後出, 伝送ライン</li> <li>1次冷却材圧力後出, 伝送ライン</li> <li>1次冷却材低溫側(広域)後出, 伝送ライン</li> </ul>	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
				<p>(5) 原子炉格納容器への注水量(プラント起動時に伴う昇温校正および原子炉格納容器内い車検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器スプレイレインB積算流量が1チャンネル動作可能であること</li> <li>代替格納容器スプレイレイン積算流量(AM)が1チャンネル動作可能であること</li> <li>高圧注入ライン流量が1チャンネル動作可能であること</li> <li>余熱除去ループ流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない。)</li> <li>燃料取替用水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> <li>格納容器再循環ポンプ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> <li>補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器スプレイレインB積算流量後出, 伝送ライン</li> <li>代替格納容器スプレイレイン積算流量(AM)後出, 伝送ライン</li> <li>高圧注入ライン流量後出, 伝送ライン</li> <li>余熱除去ループ流量後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器再循環ポンプ水位(広域)後出, 伝送ライン</li> <li>燃料取替用水タンク水位後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器再循環ポンプ水位(広域)後出, 伝送ライン</li> <li>補助給水タンク水位後出, 伝送ライン</li> </ul>	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
				<p>(6) 原子炉格納容器内の温度(プラント起動時に伴う昇温校正および原子炉格納容器内い車検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器内温度が1チャンネル動作可能であること</li> <li>格納容器内圧力(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> <li>格納容器再循環ポンプ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> <li>補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器内温度後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器内圧力(広域)後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器再循環ポンプ水位(AM)後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器再循環ポンプ水位(広域)後出, 伝送ライン</li> </ul>	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				<p>(7) 原子炉格納容器内の圧力(プラント起動時に伴う昇温校正および原子炉格納容器内い車検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器内圧力(広域)が1チャンネル動作可能であること</li> <li>格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること</li> <li>格納容器内温度が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器内圧力(広域)後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器内圧力(AM)後出, 伝送ライン</li> <li>格納容器内温度後出, 伝送ライン</li> </ul>	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位		RCS降温		R/V開放		燃料取出		燃料裝荷		各種試験		並列					
		キャビティ満水		RCS満水		R/V開放		燃料取出		燃料裝荷		各種試験		並列					
		ミッドループ		RCS満水		R/V開放		燃料取出		燃料裝荷		各種試験		並列					
		RCS全プロロー		RCS満水		R/V開放		燃料取出		燃料裝荷		各種試験		並列					
項目	保安規定条文 (第84条 (第84-16-1) 計装設備)	要求モード モード3, 4, 5および6	要求内容 (8) 原子炉格納容器内の水位(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器内水位(広域)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器再循環タンク水位(狭域)が1チャンネル動作可能であること ・原子炉下部キャビティ水位が1チャンネル動作可能であること ・格納容器水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・燃料取水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器スプレイレインの積算流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・代管格納容器スプレイレイン積算流量(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)	3	4	5-1	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	4	5-1	4	3			
重大事故等対応設備				関連設備 ・格納容器再循環タンク水位(広域)検出、伝送ライン ・格納容器再循環タンク水位(狭域)検出、伝送ライン ・原子炉下部キャビティ水位検出、伝送ライン ・格納容器水位検出、伝送ライン ・燃料取水タンク水位検出、伝送ライン ・補助給水タンク水位検出、伝送ライン ・格納容器スプレイレインの積算流量検出、伝送ライン ・代管格納容器スプレイレイン積算流量(AM)検出、伝送ライン															
				(9) 原子炉格納容器内の水素濃度(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器内水素濃度のための隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・格納容器水素濃度が1チャンネル動作可能であること ・予備の格納容器水素濃度計測装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・静的触媒式水素再結合装置動作計測装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・イグナイタ動作温度計測装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器内圧力(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)															
				(10) アニユラス部の水素濃度(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器内水素濃度のための隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・アニユラス水素濃度(AM)が1チャンネル動作可能であること ・アニユラス水素濃度が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・予備のアニユラス水素濃度(AM)計測装置が動作可能であること															
				(11) 原子炉格納容器内の放射線量(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器内放射線量のための隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器中レンジエリアモニタ(中レンジ)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器低レンジエリアモニタ(低レンジ)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器入口エリアモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・炉内核計装区域エリアモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器じんあいモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器ガスモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない)															
				(12) 未臨界の維持または監視(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器内未臨界の維持のための隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・電源領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(P-6以上において、電源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・燃料領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・中間領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・ほうげんタンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)															

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目		RCS水位		RCS降溫		R/V開放		燃料取出		燃料線筒		各種試験		並列	
		保安規定条文 (第84条 (第84-16-1) 計装設備)	要求モード モード3, 4, 5および6	要求内容	3	4	5-1	6-1	6-2	6-2外	5-2	5-1	4	5-1	4
重大事故等対応設備	RCS水位	(13)最終ヒートシンクの破綻(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない) ・格納容器内圧力(広域)が1チャンネル動作可能であること ・原子炉格納冷却水サージタンク水位が1チャンネル動作可能であること ・格納容器再循環ユニット入口温度および格納容器再循環ユニット出口温度が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン圧力が1チャンネル動作可能であること ・蒸気発生器装束水位が1チャンネル動作可能であること ・蒸気発生器広域水位が1チャンネル動作可能であること ・補助給水ライン流量が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・原子炉格納冷却水サージタンク広域圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器再循環ユニットA, B冷却水流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器内温度が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・原子炉格納冷却水サージタンク加圧ライン圧力が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)													
			要求内容												
		(14)格納容器ハイパスの監視(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない) ・蒸気発生器装束水位が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン圧力が1チャンネル動作可能であること ・補助建屋排気筒ガスモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・補助建屋サブタンク水位が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・余熱除去ポンプ出口圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・蒸気発生器広域水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・補助給水ライン流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器再循環ユニットA(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・加圧器水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)													
		要求内容													

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

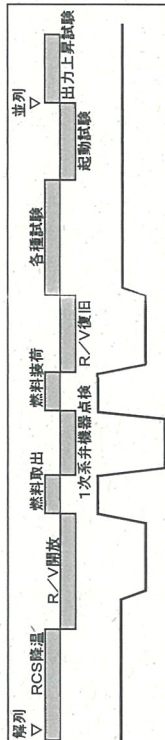
項目	保安規定条文 (第84条(第84-16-1)計装設備)	要求モード モード3、4、5および6	RCS水位	主要工程										並列 ▽	各種試験	燃料取出 燃料線停	R/V開放	R/V復旧	1次系弁機器点検	起動試験	出力上昇試験																						
				RCS水位																																							
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-2外	5-1	4	5-1									4																					
RCS水位	第84条(第84-16-1)計装設備	モード3、4、5および6	要求内容	<p>(15) 水源の確保(プラント起動時に伴って計器校正および原子炉格納容器を満して運転中に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足してないことはみなさない。)</p> <p>・燃料取扱タンク水位が1チャンネル動作可能であること</p> <p>・補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること</p> <p>・格納容器再循環タンク水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>・格納容器スプレイルラインの積算流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>・高圧注入ライン流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>・余熱除去ループレイン流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>・代管格納容器スプレイルライン積算流量(AI)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>・補助給水ライン流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>・出力領域中性子実が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>・中間領域中性子実が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>・電源領域中性子実が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p> <p>以上において、電源領域中性子実と電源切となるが運転上の制限を満足してないとはみなさない)</p>										<p>関連設備</p> <p>・燃料取扱タンク水位検出、伝送ライン</p> <p>・補助給水タンク水位検出、伝送ライン</p> <p>・格納容器再循環タンク水位(広域)検出、伝送ライン</p> <p>・格納容器スプレイルラインの積算流量検出、伝送ライン</p> <p>・高圧注入ライン流量検出、伝送ライン</p> <p>・余熱除去ループレイン流量検出、伝送ライン</p> <p>・代管格納容器スプレイルライン積算流量(AI)検出、伝送ライン</p> <p>・補助給水ライン流量検出、伝送ライン</p> <p>・出力領域中性子実検出、伝送ライン</p> <p>・中間領域中性子実検出、伝送ライン</p> <p>・電源領域中性子実検出、伝送ライン</p>																													
			モード3および4	<p>(1) 格納容器内の水位(プラント起動時に伴って計器校正および原子炉格納容器を満してないとはみなさない。)</p> <p>・R/Vフラジ面下水位(RCS/スルセンター水位)(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない)</p> <p>・1次冷却材高温側温度(広域)検出、伝送ライン</p> <p>・1次冷却材低温側温度(広域)検出、伝送ライン</p> <p>・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p>										<p>・RCS水位計</p> <p>・1次冷却材高温側温度(広域)検出、伝送ライン</p> <p>・蒸気発生器フロワードウンモニター検出、伝送ライン</p> <p>・高湿度型主蒸気管モニタ検出、伝送ライン</p> <p>・蒸気発生器降排水位検出、伝送ライン</p> <p>・主蒸気ライン圧力検出、伝送ライン</p>																													
			モード5および6	<p>(1) 原子炉容器内の水位(プラント起動時に伴って計器校正および原子炉格納容器を満してないとはみなさない。)</p> <p>・R/Vフラジ面下水位(RCS/スルセンター水位)(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない)</p> <p>・1次冷却材高温側温度(広域)検出、伝送ライン</p> <p>・1次冷却材低温側温度(広域)検出、伝送ライン</p> <p>・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)</p>										<p>・RCS水位計</p> <p>・1次冷却材高温側温度(広域)検出、伝送ライン</p> <p>・1次冷却材低温側温度(広域)検出、伝送ライン</p>																													
			第84条(第84-16-2)可搬型計測器	<p>・可搬型計測器が35台動作可能であること</p>										<p>・可搬型計測器</p>																													
第84条(第84-16-3)記録設備	<p>・可搬型計測器が1台動作可能であること</p> <p>・SPDS系端末が1台動作可能であること</p> <p>・安全パラメータ表示システムが1台動作可能であること</p>										<p>・可搬型計測器(格納容器再循環系)</p> <p>・SPDS系端末</p> <p>・安全パラメータ表示システム</p>																																
第84条(第84-17-1)中央制御室居住性汚染の持ち込み防止	<p>モード3、4、5、6および使用中</p>										<p>・中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中の監視および汚染の防止)</p> <p>・中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中の監視および汚染の防止)</p> <p>・中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中の監視および汚染の防止)</p> <p>・中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中の監視および汚染の防止)</p>																																

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>標列 ▽ RCS降溫</p> <p>R/V開放</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>燃料取出</p> <p>1次系弁機器点検</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>燃料供給</p> <p>R/V復旧</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>各種試験</p> <p>起動試験</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>並列 ▽ 出力上昇試験</p> </div> </div>														
項目	保安規定条文	要求モード	RCS水位	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	5-1	4	5-1	4	3
					関連設備											
重大事故等対応設備	第84条 (第84-17-2) 中央制御室放射 性物質の濃度低 減	モード3, 4, 5および モード3, 4, 5および6	RCS水位 キヤビティ満水 RCS満水 ミッドグループ RCS全プロロー	要求内容 ・アニュラス空気浄化系の1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。) ・代替空気(空蒸)系統が動作可能であること(空蒸ポンプ含む) ・非常用発電機または空弁式非常用発電機	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-18-1) 監視測定設備	モード3, 4, 5, 6および 使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間		(1)放射線物質の濃度および燃料量の測定 ・可燃型代替モータが5個動作可能であること ・可燃型モータが5個動作可能であること ・GM汚染サーベイメータが1個動作可能であること ・NaIシンチレーションサーベイメータが1個動作可能であること ・ZnSシンチレーションサーベイメータが1個動作可能であること ・電離箱サーベイメータが1個動作可能であること ・小型船舶が使用可能であること (2)風向 風速その他の気象条件の測定 ・可燃型気象観測設備が1個動作可能であること	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-19-1) 緊急時対策所代 替交流電源から の給電	モード3, 4, 5, 6および 使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間		緊急時対策所用発電機が2台動作可能であること	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-20-1) 緊急時対策所 居住性の確保	モード3, 4, 5, 6および 使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間		緊急時対策所空気浄化系1系統以上が動作可能であること(1系統とは、緊急時対策所空気浄化ファン1台および緊急時対策所空気浄化フィルタユニット1臺をいう。) ・緊急時対策所加圧装置(空蒸ポンプ)の所要数が使用可能であること ・酸蒸濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること ・緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-21-1) 中型ポンプ 車	モード3, 4, 5, 6および 使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間		・衛星電話設備が2台動作可能であること(12台は固定型4台および可搬型8台をいう。) ・無線通信設備が4台動作可能であること ・緊急時用携帯型通信設備が13台動作可能であること ・SPDS表示端末が1台動作可能であること ・安全パラメータ表示システムが1系列動作可能であること(安全パラメータ表示システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。) ・テレビ会議システムが1系列動作可能であること(統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。) ・IP-電話が1系列動作可能であること(統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。) ・中型ポンプ車が6台動作可能であること	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
		モード3, 4, 5および6以 外で使用済燃料ピットに 燃料体を貯蔵している期 間		・中型ポンプ車が2台動作可能であること	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																	
		キヤビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全フロー																	
RCS水位		要求内容 ・ホイルローダーが2台動作可能であること ・ISLOCA床ドレン配管が使用可能であること(全熱除去冷却器室目皿～全熱除去ポンプ室漏えい検知ピット、格納容器スプレイ冷却器室目皿および安全構配管室(El. 3.3m)目皿～格納容器スプレイポンプ室漏えい検知ピットまでのドレン配管)																	
項目	保安規定条文	要求モード	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3
重大事故等対応設備	第84条(第84-22-1)アウテスルートの確保	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条(第84-22-2)インターフェイスシステムLOCA時の1次冷却材の孤散防止	モード3	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	特定重大事故等対応施設を構成する設備		X																X



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	主要工程		検査項目											
			保安規定	検査内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4
RCS水位			キャビティ満水	RCS全プロロー												
			要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1
特定重大事故等 対応施設					<p>定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動</p> <p>本計画は安全確保の方法の基本方針を示すものであり、作業工程等の変更により計画の変更が生じる可能性があるが、仮に変更が生じた場合においても、保安規定の遵守を徹底し安全確保に努めるものとする。</p>											

添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書



# 目 次

I. 保全の有効性評価の結果	1
----------------	---

別紙－1 保全の有効性評価結果について

別紙－2 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項について

参 考 保全活動管理指標の実績について

## I. 保全の有効性評価の結果

これまでの保全活動で得られた情報をもとに継続的な改善につなげるよう保全の有効性評価を実施した。

前保全サイクルにおける保全の有効性評価の結果については別紙－１のとおり。これら評価の結果等を踏まえ、保全内容の変更を行ったものは別紙－２のとおり。

## 保全の有効性評価結果について

施設管理内規、品質保証総括内規等に基づき、有効性評価を実施した。

定期的な評価のインプット			総合評価
分類1	分類2	対象期間	
a. 保全活動管理指標の監視結果	①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2019.10.1～ 2022.12.31	すべての指標は目標値以内であり保全が有効に機能していると評価した。
	②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	MPPF : 2019.10.1～ 2022.12.31 UA : 2017.8.1～ 2022.12.31	原子炉格納施設における「MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能」のMPPF回数が目標値を超過したため、作業手順の見直しをおこなった。 外部電源系統における「PS-3④電源供給機能【LCO】」のUA時間が目標値を超過したが、これは保安規定第88条に規定されている予防保全を目的とした点検を計画的に実施したことによるものであるため、点検計画の見直しは不要と評価した。 その他の指標は目標値以内であり保全が有効に機能していると評価した。
b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績	③点検手入れ前データ、状態監視データ、運転データ	2019.11.6～ 2022.12.31	過去の点検手入れ前データ、状態監視データ、運転データについてデータの推移及び経年劣化の長期的な傾向について評価を行った結果、別紙-2のとおり点検計画へ反映した。
c. トラブルなどの運転経験	④当該号機のトラブル及び不適合	2019.11.6～ 2022.12.31	不適合情報を用いて評価を行った結果、別紙-2のとおり点検計画へ反映した。
d. 高経年化技術評価及び安全性向上評価結果	⑤当該号機の高経年化技術評価及び安全性向上評価	2019.11.6～ 2022.12.31	当該号機では前サイクルに高経年化技術評価を実施していない。 当該号機の安全性向上評価(原子力発第22174号)の結果、点検計画へ反映すべき事項はなかった
e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ	⑥社内他号機の不適合情報	2019.11.6～ 2022.12.31	当社他号機の不適合情報について評価を行った結果、点検計画へ反映すべき事項はなかった。
	⑦国内情報(NUC I A情報)	2019.11.6～ 2022.12.31	国内他プラントのトラブル情報及び保全品質情報について評価を行った結果、点検計画へ反映すべき事項はなかった。
	⑧海外情報	2019.11.6～ 2022.12.31	NRC情報、INPO情報等について評価を行った結果、点検計画へ反映すべき事項はなかった。
	⑨通達等の文書	2019.11.6～ 2022.12.31	評価を行った結果、点検計画へ反映すべき事項はなかった。
f. リスク情報, 科学的知見	⑩リスク情報	2019.11.6～ 2022.12.31	評価を行った結果、点検計画へ反映すべき事項はなかった。
	⑪電力共同研究・技術開発	2019.11.6～ 2022.12.31	評価を行った結果、点検計画へ反映すべき事項はなかった。
g. その他	⑫傾向管理情報	2019.11.6～ 2022.12.31	運転監視及び燃料管理による情報について評価を行った結果、点検計画へ反映すべき事項はなかった。
	⑬その他自主的な取り組み	2019.11.6～ 2022.12.31	自主的な取り組みとして、別紙-2のとおり点検計画へ反映した。

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項について

1. 保全活動管理指標への反映

No.	系統・機器名	保全計画への反映内容			評価			備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前	変更後	イン プット 情報の 項目※	事象の概要	評価内容	
-	なし	-	-	-	-	-	-	-

※ : インプット情報は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全計画への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 又は点検内容の変更			インプット 情報の項目 ※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
1	海水ポンプ 軸受潤滑 水非常用補給弁3C駆 動部 (3V-SW-634C (D)) 海水ポンプ 軸受潤滑 水非常用補給弁3D駆 動部 (3V-SW-634D (D))	分解放点検 (駆動部)	10C	20C	③	点検の結果、劣化が認められなかつた。	周期を延長することは妥当と判断した。	①	—
2	第2低圧給水加熱器 3A (2HTR-3A) 第2低圧給水加熱器 3B (2HTR-3B)	開放点検 非破壊試験 漏えい試験	4C 4C 4C	2C 2C 2C	④	2019年12月26日 復水系統水圧試験時に第2低圧給水加熱器3Bの胴側からのドレン量が他の同系統機器と比較して多いことを確認した。このため、当該機器の追加点検を実施した。この際に一部の伝熱管の劣化が激しいことを確認し、保守を実施した。	左記のとおり、追加点検および保守作業を実施した結果、劣化の兆候が見られなかった。このため、監視強化を目的として点検周期を20とすることは妥当と判断した。	①	125 2次系熱交換器検査

※：インプット情報は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※：点検頻度の変更に適用した評価方法

- ① 点検及び取替結果の評価
- ② 劣化トレンドによる評価
- ③ 類似機器等の使用実績による評価
- ④ 研究成果等による評価

No.	系統・機器名	保全計画への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
3	格納容器水素ハートジ 給気タンク第1隔離弁3A (3V-HC-305A)	分解点検 (弁本体) 機能・性能 試験	10C 10C	30C 30C	③	点検の結果、劣化が認められなかった。	①	84 1次系弁検査	
4	47*7473A (3HBE1A) 47*7473B (3HBE1B) 47*7473C (3HBE1C) 47*7473D (3HBE1D) 47*7473E (3HBE1E) 47*7473F (3HBE1F) 47*7473G (3HBE1G) 47*7473H (3HBE1H) 47*7473I (3HBE1I) 47*7473J (3HBE1J) 47*7473K (3HBE1K) 47*7473L (3HBE1L)	機能・性能試験 験	1C	2C	③	点検の結果、劣化が認められなかった。	① ④	51 原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	

※：インプット情報は別紙1-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※：点検頻度の変更に適用した評価方法

- ① 点検及び取替結果の評価
- ② 劣化トレンドによる評価
- ③ 類似機器等の使用実績による評価
- ④ 研究成果等による評価

No.	系統・機器名	保全計画への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
5	イナハイ3M (3HBE1M)	機能・性能試験	1C	4C	③	点検の結果、劣化が認められなかった。	本機器は通常「切」状態であり、劣化事象は非常に緩やかなものである。また、設置時からこれまでの点検において劣化は認められていない。以上のごとを踏まえ、当該機器が予備機であることも考慮し、点検による通電頻度を減らし延命化を図るため、周期を4Cへ延長することを妥当と判断した。	① ④	51 原子炉格納容器水素再結合装置機能検査
6	空冷式非常用発電装置3号 (1825kGEN3) 空冷式非常用発電装置4号 (1825kGEN4)	分解点検 分解点検 (発電機) 機関取替	52M — —	— 10Y 10Y	③	自主的な取り組みとして、点検計画を見直した。	分解点検について、点検項目を分解点検(発電機)と機関取替に見直した。発電機の分解点検周期については、軸受寿命評価から10年以上の延長可能との結果が得られた。機関取替周期については、製作メーカーによる類似製品の実績調査から10年以上の延長可能との結果が得られた。各点検項目について52Mから10Yへ変更することは妥当と判断した。	③	157 その他非常用発電装置の分解検査

※：インプット情報は別紙ー1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※：点検頻度の変更に適用した評価方法

- ① 点検及び取替結果の評価
- ② 劣化トレンドによる評価
- ③ 類似機器等の使用実績による評価
- ④ 研究成果等による評価

No.	系統・機器名	保全計画への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
7	焼却炉排気筒じんあいモニタ検査器 (1RE-Z501) 焼却炉排気筒ガモニタ検査器 (1RE-Z502) 焼却炉建家排気ロジんあいモニタ検査器 (1RE-Z504) 焼却炉建家排気ロガモニタ検査器 (1RE-Z505) 焼却灰取出室エアモニタ検査器 (1RE-Z507) 前処理室エアモニタ検査器 (1RE-Z508) 焼却炉建家内制御室エアモニタ検査器 (1RE-Z509)	検出器点検	13M	1Y	⑬	自主的な取り組みとして、点検計画を見直した。	焼却炉の放射線監視装置検出器の点検と盤関係の点検では周期が異なる。 検出器および盤の点検時期を合わせた方が合理的であることから、検出器点検の周期を盤点検の周期に合わせるものとする。既存の周期を越えない同等の周期に変更するものであり、この変更は妥当と判断した。	①	76 放射線監視装置機能検査

※：インプット情報は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※：点検頻度の変更に適した評価方法

- ① 点検及び取替結果の評価
- ② 劣化トレンドによる評価
- ③ 類似機器等の使用実績による評価
- ④ 研究成果等による評価



## 保全活動管理指標の実績について

1. プラントレベル(採取期間:2019年10月1日～2022年12月31日)

指標	目標値	実績値
計画外原子炉自動・手動トリップ回数	<1回/7000臨界時間	0回
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間	1回
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回/サイクル	0回

2. 系統レベル (採取期間: MPFF 2019年10月1日～2022年12月31日、UA時間 2017年8月1日～2022年12月31日)

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値(1サイクルあたり)	実績値	目標値(2サイクルあたり)	実績値	
1次冷却材系統	PS-1①原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	<1回	0回	-	-	●他の系統に属する原子炉冷却材圧力バウンダリ機器についてもこの指標で管理する。
	PS-1②過剰反応度の印加防止機能	<1回	0回	-	-	
	PS-1③炉心形状の維持機能	<1回	0回	-	-	
	MS-1①原子炉の緊急停止機能	<1回	0回	0時間	0時間	
	MS-1②未臨界維持機能	<1回	0回	0時間	0時間	
	MS-1③原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	<1回	0回	0時間	0時間	
	MS-1④原子炉停止後の除熱機能	<1回	0回	-	-	
	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	PS-2④安全弁・逃がし弁の吹き止まり機能	<1回	0回	-	-	
	MS-2④異常状態の緩和機能	【加圧器逃がし弁】 <1回 【加圧器逃がし弁元弁、加圧器後備ヒータ】 <2回	【加圧器逃がし弁】 0回 【加圧器逃がし弁元弁、加圧器後備ヒータ】 0回	<72時間/各逃がしライン <72時間/各ヒータ系統	0時間/各逃がしライン 0時間/各ヒータ系統	
	PS-3①原子炉冷却材保持機能【LCO】※1	<2回	0回	-	-	
	PS-3②原子炉冷却材の循環機能【LCO】※1	<2回	0回	-	-	
	MS-3①原子炉圧力上昇の緩和機能【LCO】※1	<2回	0回	モータ1～3 <72時間/各逃がしライン モータ4～6 <24時間	モータ1～3 0時間/各逃がしライン モータ4～6 0時間	

※1 要求機能における【LCO】の表記は、クラス3の機能のうち、原子炉施設保安規定の運転上の制限に関連する機能を示す。以下、本表において同様。

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値(2サイクルあたり)	実績値	目標値(2サイクルあたり)	実績値	
化学体積制御系統	PS-1①原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	-	-	-	-	●原子炉冷却材圧力バウンダリ機器については、1次冷却材系統のPS-1①指標で管理する。
	MS-1②未臨界維持機能	<1回	0回	<240時間 両トリン同時 0時間	0時間 両トリン同時 0時間	●格納容器バウンダリ機器について、原子炉格納施設のMS-1②指標で管理する。
	MS-1③放射性物質の閉じ込め機能【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	
	PS-2①原子炉冷却材を内蔵する機能	<2回	0回	-	-	
	MS-2②異常状態の緩和機能	<2回	0回	<240時間	0時間	
	PS-3①原子炉冷却材保持機能【LCO】	<2回	0回	-	-	
	PS-3②原子炉冷却材の循環機能【LCO】	<2回	0回	-	-	
	冷却材補給機能	<2回	0回	<720時間	0時間	
	PS-1①原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	-	-	-	-	●原子炉冷却材圧力バウンダリ機器については、1次冷却材系統のPS-1①指標で管理する。
	MS-1②未臨界維持機能	<1回	0回	<240時間/各トリン 両トリン同時 0時間	0時間/Aトリン 7時間53分/Bトリン 両トリン同時 0時間	
安全注入系統	MS-1③炉心冷却機能	<1回	0回	<1時間/各蓄圧タンク タンク2基以上同時 0時間 <240時間/各トリン 両トリン同時 0時間	0時間/各蓄圧タンク タンク2基以上同時 0時間 0時間/Aトリン 7時間53分/Bトリン 両トリン同時 0時間	●格納容器バウンダリ機器について、原子炉格納施設のMS-1③指標で管理する。
	MS-1④放射性物質の閉じ込め機能【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	
	MS-1⑤放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	<240時間/各トリン 両トリン同時 0時間	0時間/各トリン 両トリン同時 0時間	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値[1サイクルあたり]	実績値	目標値[2サイクルあたり]	実績値	
余熱除去系統	PS-1①原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	-	-	-	-	●原子炉冷却材圧力バウンダリ機器については、1次冷却材系統のPS-1①指標で管理する。
	MS-1④原子炉停止後の除熱機能	<1回	0回	-	-	
	MS-1⑥炉心冷却機能	<1回	0回	<240時間/各トリン 同トリン同時 0時間	0時間/各トリン 同トリン同時 0時間	
	MS-1⑩放射性物質の閉じ込め機能【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑩指標で管理する。
	PS-2①原子炉冷却材を内蔵する機能	<1回	0回	-	-	
	余熱除去系統への漏えい監視機能	<2回	0回	-	-	
格納容器スプレイ系統	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑩指標で管理する。
	MS-1⑩放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	<240時間/各トリン 同トリン同時 0時間 <72時間/タンク	0時間/各トリン 同トリン同時 0時間 0時間/タンク	●消火設備系統のアクシデントマネジメント機能【格納容器消火水スプレイ注水】も含む。
	MS-2③異常状態の緩和機能	<2回	0回	<72時間/タンク	0時間/タンク	
原子炉格納施設	MS-1⑩放射性物質の閉じ込め機能【原子炉格納容器バウンダリ】	<1回	1回	<4時間/各原子炉格納容器隔離弁 <24時間/各エアロック	0時間/各原子炉格納容器隔離弁 0時間/各エアロック	●他の系統に属する格納容器バウンダリ機器についてもこの指標で管理する。
	MS-1⑩放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	-	-	
使用済燃料ピット冷却系統	PS-2②放射性物質を貯蔵する機能	<2回	0回	-	-	
	PS-2③燃料を安全に取り扱う機能	<2回	0回	-	-	
	PS-3⑩放射性物質を貯蔵する機能【間接関連系】[LCO]	<2回	0回	-	-	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値(1サイクルあたり)	実績値	目標値(2サイクルあたり)	実績値	
燃料取扱設備	FS-2②放射線物質を貯蔵する機能	<2回	0回	-	-	
	FS-2③燃料を安全に取り扱う機能	<2回	0回	-	-	
	MS-2②放射線物質放出の防止機能	<2回	0回	-	-	
	MS-1②末臨界維持機能	<1回	0回	<1時間	0時間	
	MS-1⑤炉心冷却機能	<1回	0回	<1時間	0時間	
	MS-1⑥放射線物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器ハウジングリ】	-	-	-	-	●格納容器ハウジングリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
燃料取替用水系統	MS-1⑥放射線物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	<1時間	0時間	
	MS-2②使用済燃料ピットの補給機能	<2回	0回	<720時間	0時間	
	MS-1④原子炉停止後の除熱機能	<1回	0回	<72時間/各ライン	0時間/各ライン	
	MS-1⑥放射線物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器ハウジングリ】	-	-	-	-	●格納容器ハウジングリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-2④異常状態の緩和機能	<2回	0回	<72時間/各ライン	0時間/各ライン	
	MS-1④原子炉停止後の除熱機能	<1回	0回	<6時間/各安全弁 <8時間/各ライン隔離 <168時間/各逃がしライン <240時間/各蒸気弁	0時間/各安全弁 0時間/各ライン隔離 0時間/各逃がしライン 0時間/各蒸気弁	
主給水系統	MS-1⑥放射線物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器ハウジングリ】	-	-	-	-	●格納容器ハウジングリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-2④異常状態の緩和機能	<1回	0回	<168時間/各逃がしライン <8時間/各ライン隔離 <8時間/各逆止弁	0時間/各逃がしライン 0時間/各ライン隔離 0時間/各逆止弁	
	原子炉停止後の除熱機能の代替機能	<2回	0回	<720時間	0時間	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(CJA時間)		備考
		目標値[1サイクルあたり]	実績値	目標値[2サイクルあたり]	実績値	
補助給水系統	MS-1④原子炉停止後の除熱機能	<1回	0回	<240時間/各系統 2系統以上 0時間 <168時間/タンク	0時間/各系統 2系統以上 0時間 0時間/タンク	
	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器について、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-2④異常状態の緩和機能	<1回	0回	<240時間/各ライン	0時間/各ライン	
	原子炉停止後の除熱機能の代替機能	<2回	0回	<720時間	0時間	
	原子炉停止後の除熱機能の代替機能	<2回	0回	<720時間	0時間	
2次系純水系統	MS-1④原子炉停止後の除熱機能	<1回	0回	<240時間/各ライン	0時間/各ライン	
	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器について、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-2④異常状態の緩和機能	<2回	0回	<240時間/各ライン	0時間/各ライン	
蒸気発生器ブローダウン系統	MS-3④緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能【LCO】	<2回	0回	-	-	
	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器について、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<240時間/各ライン 両ライン同時 0時間 隔離機能 <240時間	0時間/各ライン 両ライン同時 0時間 隔離機能 0時間	●空調用冷水設備系統のアジアンメントマネジメント機能【代音補機冷却】も含む。
原子炉補機冷却水系統	MS-2②事故時のプラント状態の把握機能	<2回	0回	-	-	
	PS-3②原子炉冷却材の循環機能 【LCO】	<2回	0回	-	-	
	蒸気発生器細管漏えい監視機能	<2回	0回	-	-	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値(サイクルあたり)	実績値	目標値(サイクルあたり)	実績値	
原子炉補機冷却海水系統	MS-1①安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<105時間/各トリン 両トリン同時 0時間	0時間/Aトリン 9時間06分/Bトリン 両トリン同時 0時間	●海水ポンプを含む。
気体廃棄物処理系統	FS-2②放射性物質を貯蔵する機能	<2回	0回	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	
液体廃棄物処理系統	1次冷却材漏えい率監視機能	<2回	0回	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	FS-3②原子炉冷却材の循環機能 【LCO】	<2回	0回	-	-	
原子炉補給水系統 (純水)	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
原子炉補給水系統 (脱塩水)	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
制御用空気系統	MS-1④安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<72時間/各トリン	0時間/Aトリン 0時間/Bトリン	●制御用空気系統のMS-3④原子炉圧力上昇の緩和機能の直接関連系も含む。
	MS-2④異常状態の緩和機能	<1回	0回	<240時間	0時間	
所内用空気系統	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
消火設備系統	アクアンデントマネージメント機能 【格納容器消火水スプレイ注水】	<2回	0回	<720時間	0時間	●格納容器スプレイ系統の主配管から、スプレイ系統側の接続配管もこの指標で管理する。
	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
格納容器換気空調系統	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	<240時間	0時間	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値(サイクルあたり)	実績値	目標値(2サイクルあたり)	実績値	
アネオラス空気浄化系統	MS-1①放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	<240時間/各トリン 同トリン同時 0時間	0時間/各トリン 同トリン同時 0時間	
	MS-2②放射性物質放出の防止機能	<2回	0回	<240時間/各トリン 同トリン同時 0時間	0時間/各トリン 同トリン同時 0時間	
	MS-1①放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	<240時間/各トリン 同トリン同時 0時間	0時間/各トリン 同トリン同時 0時間	
	MS-2②放射性物質放出の防止機能	<2回	0回	<240時間/各トリン	0時間/各トリン	
補助建屋換気空調系統	MS-2安全上特に重要な関連機能【間接関連系】	<1回	0回	DC室、電動補助給水ポンプ室、制御用空圧縮機室 <240時間/各トリン/各室 同トリン同時 <72時間/各室 タービン動補助給水ポンプ室、安全補機閉閉器室 同トリン同時 <72時間/各室	DC室 7時間51分/各トリン 13時間09分/各トリン 同トリン同時 2時間43分 電動補助給水ポンプ室、制御用空圧縮機室 0時間/各トリン 同トリン同時 0時間 タービン動補助給水ポンプ室、安全補機閉閉器室 同トリン同時 0時間/各室	
安全補機室空気浄化系統	MS-1①放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	<240時間/各トリン 同トリン同時 <72時間	0時間/各トリン 同トリン同時 0時間	
	MS-1⑥安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<720時間/各トリン 全トリン同時 <240時間	0時間/各トリン 全トリン同時 0時間	
中央制御室換気空調系統	MS-1①放射性物質の閉じ込め機能【原子炉格納容器ハウジングリ】	-	-	-	-	●格納容器ハウジングリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<720時間/各トリン 全トリン同時 <240時間	0時間/各トリン 全トリン同時 0時間	
空調用冷水設備系統	MS-2安全上特に重要な関連機能【間接関連系】	<2回	0回	<720時間	0時間	●原子炉補機冷却水系統の全熱除去ポンプ3B及び電動機冷却水出入口系統の主配管から、補機冷却水系統側の接続配管もこの指標で管理する。
	アクンデントモネジメント機能【代替補機冷却】	<2回	0回	<720時間	0時間	
格納容器減圧パージ系統	MS-1①放射性物質の閉じ込め機能【原子炉格納容器ハウジングリ】	-	-	-	-	●格納容器ハウジングリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。



系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値(1サイクルあたり)	実績値	目標値(2サイクルあたり)	実績値	
1次系統採扱取系統	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-2②事故時のプラント状態の把握機能	<2回	0回	-	-	
	PS-3①原子炉冷却材保持機能【LCO】	<2回	0回	-	-	
モニタ空気サンプリング系統	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-2②事故時のプラント状態の把握機能	<2回	0回	-	-	
	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
格納容器真空逃がし系統	原子炉格納容器真空逃がし機能	<2回	0回	<240時間/系統 2系統同時 0時間	0時間/系統 2系統同時 0時間	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
炉内核計装装置ガスバページ設備系統	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
格納容器漏洩率試験装置系統	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
	MS-1⑥放射性情質の閉じ込め機能 【原子炉格納容器バウンダリ】	-	-	-	-	●格納容器バウンダリ機器については、原子炉格納施設のMS-1⑥指標で管理する。
非常用ディーゼル発電機系統	MS-1⑥安全上時に重要な関連機能	<1回	0回	ディーゼル発電機 燃料油サービスタング貯油量 <240時間/各基 燃料油・潤滑油・始動用空気 <48時間/各系/各基	ディーゼル発電機 50時間30分/A号機 50時間35分/B号機 燃料油サービスタング貯油量 0時間/各基 燃料油・潤滑油・始動用空気 0時間/各系/各基	
	PS-3④電源供給機能【LCO】	<2回	0回	すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合、および動作可能な外部電源が2回線である場合 720時間/系統 動作可能な外部電源が1回線である場合 240時間 すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合、および動作可能な外部電源が2回線である場合 5531時間/系統 動作可能な外部電源が1回線である場合 0時間 すべての外部電源が動作不能 0時間		

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値[1サイクルあたり]	実績値	目標値[2サイクルあたり]	実績値	
メタラシステム	MS-1①原子炉停止系・工学的安全施設への作動信号の発生機能	<1回	0回	<6時間/各チャンネル	0時間/各チャンネル	
	MS-1②安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<8時間/各母線	0時間/各母線	
	MS-2③運転状態の情報提供機能(安全上特に重要な関連機能【間接関連系】)	<2回	0回	-	-	
	PS-3④電源供給機能【LCO】	<2回	0回	-	-	
パワーセンターシステム	MS-1⑤安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<8時間/各母線	0時間/各母線	
	MS-2⑥運転状態の情報提供機能(安全上特に重要な関連機能【間接関連系】)	<2回	0回	-	-	
コントロールセンターシステム	MS-1⑦安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<8時間/各母線	0時間/各母線	
	MS-2⑧安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	非常用直流母線 <2時間/各母線 蓄電池及び充電器 <128時間/各母線	非常用直流母線 0時間/各母線 蓄電池及び充電器 0時間/各母線	
計装用電源システム	MS-1⑨安全上特に重要な関連機能	<2回	0回	-	-	
	PS-3④電源供給機能【LCO】	<1回	0回	<2時間/各母線	0時間/各母線	
制御棒駆動電源装置システム	MS-1⑩原子炉の緊急停止機能	<2回	0回	-	-	
	MS-2②事故時のプラント状態の把握機能	<1回	0回	<1時間/各トリン	0時間/各トリン	
	PS-3④電源供給機能【LCO】	<2回	0回	-	-	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値[1サイクルあたり]	実績値	目標値[2サイクルあたり]	実績値	
原子炉制御保護装置	MS-1①原子炉停止系・工学的安全施設への作動信号の発生機能	<1回	0回	<1時間/各チャンネル <1時間/各チャンネル <48時間/各手動回路 <6時間/各ロジック盤 <6時間/各シーケンス盤	0時間/各チャンネル 0時間/各チャンネル 0時間/各手動回路 0時間/各ロジック盤 0時間/各シーケンス盤	
	MS-1②安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	<6時間/各DGNレイン <720時間/各M信号レイン <6時間/各シーケンス盤	0時間/各DGNレイン 0時間/各M信号レイン 0時間/各シーケンス盤	
	MS-2②放射線物質放出の防止機能	<2回	0回	<240時間/各レイン	0時間/各レイン	
	MS-2③事故時のプラント状態の把握機能	<1回	0回	-	-	
	MS-2④異常状態の緩和機能	<1回	0回	<72時間/各シーケンス盤	0時間/各シーケンス盤	
	MS-2⑤運転状態の情報提供機能(安全上特に重要な関連機能【間接関連系】)	<2回	0回	-	-	
	MS-3③原子炉圧力上昇の緩和機能【LCO】	<2回	0回	モード1~3 <72時間/各逃がし弁 モード4~6 <24時間	モード1~3 0時間/各逃がし弁 モード4~6 0時間	
	制御室迅速時制御盤への情報伝送機能	<2回	0回	-	-	
	制御棒位置指示機能	<2回	0回	-	-	
	PS-3⑤プラント計測・制御機能【LCO】	<2回	0回	-	-	
制御棒制御装置	制御棒ハンク位置表示機能	<2回	0回	-	-	
	MS-2⑤制御室外からの安全停止機能	<2回	0回	<720時間	0時間	
制御室迅速時制御盤	MS-3③緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能【LCO】	<2回	0回	-	-	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値[サイクルあたり]	実績値	目標値[サイクルあたり]	実績値	
炉外核計装装置	MS-1①原子炉停止系、工学的安全施設への作動信号の発生機能	<1回	0回	<6時間/各チャンネル <1時間/各インターロックチャンネル	0時間/各チャンネル 0時間/各インターロックチャンネル	
	MS-2③事故時のプラント状態の把握機能	<2回	0回	-	-	
	線源領域中性子束指示機能	<2回	0回	-	-	
	PS-3⑤プラント計測・制御機能【LCO】	<2回	0回	-	-	
	MS-2③事故時のプラント状態の把握機能	<2回	0回	-	-	
放射線監視装置	蒸気発生器細管漏えい監視機能	<2回	0回	-	-	
	換気系制御室退避時制御盤	<2回	0回	<720時間	0時間	
建屋(原子炉建屋)	MS-1⑥制御室外からの安全停止機能	<1回	0回	-	-	●燃料取扱種のMS-2②放射線物質放出の防止機能も含む。
	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	-	-	
建屋(原子炉補助建屋)	MS-1⑥放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<1回	0回	-	-	
	MS-1⑧安全上特に重要な関連機能	<1回	0回	-	-	●中央制御室の遮へい機能。
防護設備	電巻、湯水等に対して発電用原子炉施設を防護する機能	<2回	0回	-	-	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値(1年あたり)	実績値	目標値(2年あたり)	実績値	
重大事故等対処設備	緊急停止失敗時に原子炉を未感界にするための設備	0回	0回	多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)論理回路 720時間/系統 蒸気発生器水位低 720時間/チャンネル	多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)論理回路 0時間/系統 蒸気発生器水位低 0時間/チャンネル	
	1次冷却系統のフリードアンドブロードをするための設備	0回	0回	高圧注入系 240時間/系統 加圧器逃がし弁 72時間/台	高圧注入系 0時間/系統 加圧器逃がし弁 0時間/台	
	炉心注水をするための設備	0回	0回	高圧注入系 全系統同時 0時間 高圧再循環系 全系統同時 0時間 低圧注入系 全系統同時 0時間 低圧再循環系 全系統同時 0時間 充てんポンプ(B,自己冷却式)による代替注水系 720時間 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系 720時間/系統 代替再循環運転 代替再循環運転 [格納容器スプレイポンプ(B,代替再循環配管使用)による代替再循環系] 240時間 代替再循環運転 [格納容器再循環サブB隔離弁バイパス弁] 72時間 代替再循環運転 [高圧注入ポンプ(B,海水冷却)による高圧再循環系] 240時間	高圧注入系 全系統同時 0時間 高圧再循環系 全系統同時 0時間 低圧注入系 全系統同時 0時間 低圧再循環系 全系統同時 0時間 充てんポンプ(B,自己冷却式)による代替注水系 0時間 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系 0時間/系統 代替再循環運転 代替再循環運転 [格納容器スプレイポンプ(B,代替再循環配管使用)による代替再循環系] 0時間 代替再循環運転 [格納容器再循環サブB隔離弁バイパス弁] 0時間 代替再循環運転 [高圧注入ポンプ(B,海水冷却)による高圧再循環系] 0時間	
	1次冷却系統の減圧をするための設備	0回	0回	蒸気ポンプ(加圧器逃がし弁用) および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却材系統の減圧系 240時間/系統	蒸気ポンプ(加圧器逃がし弁用) および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却材系統の減圧系 0時間/系統	
	原子炉格納容器スプレイをするための設備	0回	0回	原子炉格納容器スプレイ系 全系統同時 0時間 スプレイ再循環系 全系統同時 0時間 代替原子炉格納容器スプレイポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系 720時間	原子炉格納容器スプレイ系 全系統同時 0時間 スプレイ再循環系 全系統同時 0時間 代替原子炉格納容器スプレイポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系 0時間	
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備	0回	0回	原子炉格納容器内自然対流冷却系 720時間 中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系 および代替補機冷却系 720時間/系統 2系統同時 240時間	原子炉格納容器内自然対流冷却系 0時間 中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系 および代替補機冷却系 0時間/系統 2系統同時 0時間	
	2次冷却系からの除熱(注水)をするための設備	0回	0回	補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水 および補助給水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系 両系統が動作不能である場合:0時間	補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水 および補助給水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系 両系統が動作不能である場合:0時間	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPF/回数)		目録値(1年/あたり)		非待機時間(UA時間)		目録値	備考	
		0回	0回	主蒸気逃がし弁 72時間/個 2個以上同時 24時間	静的触媒式水素再結装置 72時間/基	主蒸気逃がし弁 0時間/個 2個以上同時 0時間	静的触媒式水素再結装置 0時間/基			
重大事故等対処設備	2次冷却系からの除熱(蒸気放出)をす るための設備	0回	0回	主蒸気逃がし弁 72時間/個 2個以上同時 24時間	静的触媒式水素再結装置 72時間/基	主蒸気逃がし弁 0時間/個 2個以上同時 0時間	静的触媒式水素再結装置 0時間/基			
	水素爆発による原子炉格納容器の破 損を防止するための設備	0回	0回	主蒸気逃がし弁 72時間/個 2個以上同時 24時間	静的触媒式水素再結装置 72時間/基	主蒸気逃がし弁 0時間/個 2個以上同時 0時間	静的触媒式水素再結装置 0時間/基			
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を 防止するための設備	0回	0回	主蒸気逃がし弁 72時間/個 2個以上同時 24時間	静的触媒式水素再結装置 72時間/基	主蒸気逃がし弁 0時間/個 2個以上同時 0時間	静的触媒式水素再結装置 0時間/基			
	使用済燃料ピットの冷却等のための設 備	0回	0回	主蒸気逃がし弁 72時間/個 2個以上同時 24時間	静的触媒式水素再結装置 72時間/基	主蒸気逃がし弁 0時間/個 2個以上同時 0時間	静的触媒式水素再結装置 0時間/基			
	発電所外への放射性物質の拡散を抑 制するための設備	0回	0回	主蒸気逃がし弁 72時間/個 2個以上同時 24時間	静的触媒式水素再結装置 72時間/基	主蒸気逃がし弁 0時間/個 2個以上同時 0時間	静的触媒式水素再結装置 0時間/基			
	重大事故等の取組に必要な水の供 給設備	0回	0回	主蒸気逃がし弁 72時間/個 2個以上同時 24時間	静的触媒式水素再結装置 72時間/基	主蒸気逃がし弁 0時間/個 2個以上同時 0時間	静的触媒式水素再結装置 0時間/基			
	電源設備	0回	0回	主蒸気逃がし弁 72時間/個 2個以上同時 24時間	静的触媒式水素再結装置 72時間/基	主蒸気逃がし弁 0時間/個 2個以上同時 0時間	静的触媒式水素再結装置 0時間/基			
			SAクラス2: <1回 SAクラス3: <2回							

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPF回数)		非待機時間(UA時間)		備考
		目標値(2ヶ年あたり)	実績値	目標値(2ヶ年あたり)	実績値	
重大事故等対処設備	計装設備		0回	可搬型計測器 所要数を満足できない状態 720時間	可搬型計測器 所要数を満足できない状態 0時間	
	中央制御室		0回	中央制御室非常用循環系 全系統同時 720時間 中央制御室用可搬型照明, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計 所要数を満足できない状態 240時間	中央制御室非常用循環系 全系統同時 0時間 中央制御室用可搬型照明, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計 所要数を満足できない状態 0時間	
	監視測定設備		0回	-	-	
	緊急時対策所	SAクワス2: <1回 SAクワス3: <2回	0回	緊急時対策用発電機 240時間/台 緊急時対策所空気浄化系 全系統同時 240時間 緊急時対策所加圧装置 240時間 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計 所要数を満足できない状態 240時間	緊急時対策用発電機 0時間/台 緊急時対策所空気浄化系 全系統同時 0時間 緊急時対策所加圧装置 0時間 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計 所要数を満足できない状態 0時間	
	通信連絡を行うために必要な設備		0回	240時間	0時間	
	中型ポンプ車		0回	中型ポンプ車 720時間/台 3台以上同時 240時間	中型ポンプ車 0時間/台 3台以上同時 0時間	
	その他設備		0回	240時間	0時間	

系統名	要求機能	予防可能故障回数(MPPF回数) 目標値(サイケルあたり)   実績値	予防可能故障回数(MPPF回数) 目標値(サイケルあたり)   実績値	非待機時間(UA時間)	実績値	備考
特定重大事故等対処施設を構成する設備						



添付書類七 定期事業者検査の判定方法（一定の期間に限る）を変更した場合の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十六条第三項各号の事項について

1. 定期事業者検査の判定方法（一定の期間に限る）を変更

なし